

(設置)

第1条 愛知教育大学未来基金規程（2016年規程第45号）第4条第2項の規定に基づき、AUE 修学支援基金（以下「修学支援基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 修学支援基金は、経済的な理由で修学が困難な学生（愛知教育大学（以下「本学」という。）の学部生、大学院生、専攻科生及び留学生をいう。以下同じ。）に対する支援事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 修学支援基金の事業は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事業であって、経済的理由により修学に困難がある学生に対するもの

ア 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図るもの

イ 学資金を貸与し、又は支給するもの

ウ 海外への留学に係る費用を負担するもの

エ 学生を教育研究に係る業務に雇用するための経費を負担するもの

オ 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的として次に掲げる費用の一部を負担する事業

(ア) 当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費

(イ) 民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料

(2) 障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業（経済的理由により修学が困難な学生等を対象とする事業であることとの要件を適用しない。）

(管理)

第4条 修学支援基金は、他の基金と区分して管理するものとする。

2 前条第1号イにより学資金を貸与した場合、貸与金の返還分（利息を含む。）は修学支援基金に繰り入れるものとする。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、未来基金委員会、経営協議会及び役員会の議を経て学長が定める。

(事務)

第6条 修学支援基金に関する総括事務は、総務課広報室において行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、修学支援基金に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、2016年9月27日から施行する。

附 則（2017年規則第2号）

この規則は、2017年8月1日から施行する。

附 則（2020年規則第2号）

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2025年規則第2号）

この規則は、2025年4月3日から施行する。

附 則（2026年規則第2号）

この規則は、2026年4月14日から施行し、2026年4月1日から適用する。